

平成26年9月1日
(令和元年11月一部改訂)

日野市立東光寺小学校 いじめ防止基本方針

日野市立東光寺小学校
校長 高橋 大造

I いじめ防止に向けての基本姿勢

本方針は、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」第13条を受けて、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう策定した。

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という事実を踏まえ、家庭や地域、教育委員会と連携し、すべての児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

II いじめ問題の具体的な取組

(1) 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

①いじめ対策委員会の設置

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、管理職、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーによる「いじめ対策委員会」を設置し、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく対応のみならず、学校全体による組織的な対応できるようにする。

②いじめに関する研修の実施

「人権教育プログラム（学校教育編）」、「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」を活用した職員研修を通して、教職員の人権意識を高め、いじめ問題解決への対応力を身に付ける。

③いじめに関する授業、指導の実施

児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、道徳の時間や特別活動において、年に最低3回は、「いじめに関する授業」を実施する。また、道徳授業地区公開講座等を通じて、家庭や地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導を行う。

④情報モラル教育の充実

児童、保護者、地域対象にセーフティー教室において情報モラルなどの問題について授業・講師による講演会を実施する。

(2) 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

①「いじめアンケート」の実施

学期に1回「いじめアンケート」を実施し、その結果を直ちに学年で共有し、いじめ対策委員会に報告し、対応や指導法を検討する。

②スクールカウンセラーによる全員面接

児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、いじめの認知件数の増加する傾向にある5年生については、1学期にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

③全教職員による校内巡回等を通じた児童観察

学級経営を学級担任まかせにしないようにするため、管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教職員が校内巡回等を行うことを通じ、複層的な視点から、児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で児童を見守っているというメッセージを発する。

④「SOSの出し方」教育

様々な困難やストレスに直面したときに、身近にいる信頼できる大人にSOSを出すスキル等を身に付けさせていく。

(3) 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

①把握した情報に基づく対応方針の策定

「いじめアンケート」等を通じて把握した情報に基づき、適切ないじめの解決のための対応方針を策定し、場当たりの対応とならないように、学校全体で対応方針を共有して、取り組む。

②いじめ対策委員会を核とした役割の明確化

いじめを把握した場合には、いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図り、迅速で組織的に対応する。

③被害児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

被害児童の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害児童やその保護者をケアする。

④加害児童に対する組織的・断続的な観察指導等

加害児童を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個の教員による単発の指導に終わることなく、いじめ対策委員会が中心となって組織的・断続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーとの連携の下、加害児童に心のケアを実施する。なお、加害児童の保護者が、自分の子供の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、加害児童の保護者をケアする。

⑤いじめを伝えた児童の安全の確保

勇気をもって教職員等にいじめを伝えた児童を守り通すことを宣言し、教職員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付き添いや積極的な声かけなどを通じ

て、いじめを伝えた児童の安全を確保するための取組を徹底する。その際、保護者とも緊密に連携する。

⑥都教委作成のいじめ防止カードの活用

いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、児童がいじめを目にしたときには、加害児童にいじめをやめるよう働きかける。また、被害児童をいたわり、励ますなどの行動をとれるよう、朝会や学級活動などの様々な機会を通じ、児童に働きかける。

⑦日野市教育委員会への報告と支援

学校は、早期に日野市教育委員会へ報告し、情報を共有する。日野市教育委員会は、当該情報の内容に応じて、スクールカウンセラーや指導主事等の派遣により、被害を深刻化させないよう学校を支援する。

⑧警察・児童相談所等との連携・協力

暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

⑨保護者・地域との連携

いじめの早期対応の一環として、必要に応じていじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対し積極的に情報を提供し、家庭でいじめについて話し合うようにする。また、これにより、保護者との連携・協力関係を構築する。

PTA 役員等が被害・加害児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、学校は PTA 役員等に情報提供するなど積極的に PTA と連携し、必要に応じて協力を依頼する。

さらに、被害児童のみならず、周囲の児童も、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、学校は、PTA や地域の大人や安全運転呼びかけ隊による児童の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用する。

(4) 「ネット上のいじめ」の未然防止・早期発見・対応

「ネット上のいじめ」等の未然防止、早期発見・対応について様々な取組の中で、児童自身が「ネット社会」の有効性や危険性について主体的に考え、行動できるようにする。そして、ネットに心が縛られることがないように、豊かな人間性、よりよい人間関係を築くためのコミュニケーション能力を高めていく。

(ア) ネット上のいじめの特徴

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間に極めて深刻なものとなる。

- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報が、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険がある。

- ・保護者や教職員などの身近な大人が、児童の携帯電話等の利用状況を把握すること

は難しい。また、児童の利用している掲示板などの SNS を詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態把握が難しい。

(イ) 未然防止と早期発見の取り組み

① 校内指導体制の徹底

- ・ ネットトラブルに関する研修会による、教職員の共通理解をしていく。
- ・ 「ネット上のいじめ」等のトラブルの未然防止と早期発見・対応のための組織体制を構築する。

② 教育相談の充実

③ 発達段階に応じた指導の充実

- ・ 東京都作成リーフレット等や啓発 DVD 等を活用した「情報モラル教育」の計画をたて実施する。
- ・ 「ネットトラブル」等に関する授業の実施及び専門家によるセーフティ教室を実施する。

④ 学級活動及び児童会活動等による主体的な取組

- ・ インターネットや携帯電話（スマートフォンを含む）等の利用に関する授業や話し合い活動を行う。

⑤ 教育委員会、PTA 等と連携した啓発活動

- ・ 生活指導主任会での「ネットトラブルへの対応」等研修会に参加する。
- ・ 東京都作成リーフレットを配布する。
- ・ インターネットや携帯電話などの利用に関して、家庭のルールをつくるように啓発する。

(5) 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～

① 被害児童に対する複数の教職員によるマンツーマンでの保護

被害児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教職員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害児童の情報共有を必ず朝、夕 2 回以上実施する。また、被害児童が帰宅した後も、教職員が保護者に電話し、様子を確認するなど、学校は積極的に状況を把握する。

② スクールカウンセラーによるケア

スクールカウンセラーと教職員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害児童の保護者が、大きなストレスを感じることを想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。

③ 福祉の専門職員による家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

学校は、福祉の専門職員による家庭訪問を通じ、福祉の専門的な観点から被害児童の家庭状況を把握するとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、被害児童とその家庭を支援する。

④ 適応教室への通級等の実施

いじめが原因で不登校になっている被害児童を適応教室に通級させるほか、被害児童の状況に応じて別室登校や保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を実施する。

⑤別室での学習の実施

被害児童が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害児童について、被害児童が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。

⑥加害児童とその保護者に対するケア

加害行為の背景には、例えば加害児童が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて、加害児童のケアを行う。また、重大事態に至るケースにおいては、加害児童の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアを行う。

⑦日野市教育委員会への報告と連携

学校は重大事態の発生等について日野市教育委員会に速やかに報告し、日野市教育委員会と一体になって対応する。

⑧児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

深刻ないじめの原因の一つとして、被害児童や加害児童の家庭に児童虐待があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、児童に精神疾患等が疑われる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関と相談を行う。

⑨都教委の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用

個人情報取り扱いや懲戒、出席停止の運用等については、事前に法的な観点から問題がないかを確認するなど、適切な対応が求められることから、東京都教育相談センターに設置している「いじめ等の問題解決支援チーム」を積極的に活用する。

⑩保護者・地域との連携

学校は、積極的に説明責任を果たす必要があること、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があることから、日野市教育委員会との連携協力の下、「いじめ対策緊急保護者会」を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

また、積極的に PTA と連携し、必要に応じて協力を依頼する。

⑪民生・児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく児童を見守る必要がある。このため、学校は、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での児童の見守り、巡回を依頼する。